

鹿島埠頭(株)船舶修繕施設一部撤去工事

発 注 仕 様 書

平成 29 年 12 月 5 日

鹿 島 埠 頭 (株)

I 総 則

1. 工事名称

鹿島埠頭(株)船舶修繕施設一部撤去工事

2. 撤去工事対象物

栈橋の一部（中央航路側）

【詳細】

- (1) 上部コンクリート（幅 6.5m×延長 60.6m）
- (2) 鋼管杭（23 本）…（内訳）10 本(φ 1m×L21m)、13 本(φ 0.8m×L20.5m)
- (3) 鋼矢板…延長約 60m（L=17.5m）

【添付資料】

現場写真：別紙-1 のとおり

現場図面：別紙-2 のとおり

(2-1「施設平面図」、2-2「リフト部平面図」、2-3「栈橋平面図」、2-4「栈橋腹起し取付平面図」)

3. 工事場所

茨城県神栖市居切字海岸砂地（居切島 茨城県廃油処理場となり）

4. 工事期間

着工：平成 29 年 12 月中・下旬（契約締結日）

完了：平成 30 年 3 月 31 日まで

II 工事範囲

1. 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項については、受注者は関係法令の遵守等を前提に当社と協議を行うものとする。

2. 疑義

受注後、仕様書等に関する当社と受注者の見解の相違が発生した場合や、工事施工中に疑義が生じた場合は、受注者は当社と協議を行い、当社の指示により工事を行うものとする。

3. 仮設工事

工事施工に必要な電力、電話、水、作業船舶、仮設事務所、仮囲い、出入口ゲート、設備解体仮設養生、現場事務所、仮設トイレ、流出防止ブロック、その他必要な仮設工事を行うこと。

4. 撤去工事

栈橋の一部（中央航路側）を工事の対象とし、上部コンクリート、鋼管杭、鋼矢板を撤去・処分すること。

5. 廃棄物等の処理・処分

本工事において発生した汚染物を含む廃棄物の処理処分については、受注者が行うものとし、関係法令に基づき適正且つ安全に実施する。なお、鉄類等の有価物は、受注者の責任によって適正に処分すること。

6. 安全対策・周辺への配慮

関係法令等を遵守し、安全対策及び周辺環境保全に十分配慮するとともに、当施設周辺の企業等及び港湾利用者に支障がないように工事を行うこと。

また、本工事は船舶を用いた海上工事になることから、特に海上安全対策及び廃棄物等の海上流出には十分注意し、海上汚染防止等の海洋環境保全に対しても十分な配慮を行うこと。

7. 復旧

本工事に伴う他の施設及び既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一、損傷、汚染が生じた場合は、受注者の負担により速やかに復旧すること。

8. その他

(1) 関係法令等の遵守

受注者は本工事の実施にあたり、環境保全、廃棄物処理、資材再資源化、労働安全衛生、公害防止、港湾及び船舶に係る法令、関係通知等を遵守しなければならない。

(2) 許認可申請

工事内容により関係官庁へ許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により行い、これに係る資料は受注者が作成する。また、本工事の実施に際して当社が必要と判断する資料等の作成について、受注者はこれに応じなければならない。

(3) 関係官公署との協議

受注者は、本工事に関係する官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を図ることとする。なお、これに要する経費については受注者の負担とする。

(4) 運搬車及び重機等

当施設手前に架かる新掘割橋（仮設橋）には、通行車両に係る重量制限があることから、本工事において大型車両及び重機等を利用するにあたっては、事前に橋の管理者である茨城県鹿島港湾事務所に問い合わせをし、制限内容の確認を行うとともに、同制限を超えないよう十分注意すること。

(5) その他

本工事の実施にあたり、陸上と栈橋の間に設置されている立入禁止用フェンス及び看板を撤去する必要がある場合は、受注者が行うものとする。なお、本工事の完了後に再設置を行うこと。

以上